

青森労働局からのお知らせ

令和6年12月

改正育児・介護休業法等及び同一労働同一賃金に係るオンライン説明会を開催します！

令和7年4月1日から段階的に施行される改正育児・介護休業法に基づき、育児・介護休業規定の見直しなどの対応が求められています。

また、すべての労働者が多様な働き方の選択を可能とするため、パートタイム・有期雇用労働法に基づく同一労働同一賃金への対応が求められています。

青森労働局では、以下の日程により、この2つのテーマについて説明会を実施します。

【開催日時】

令和7年1月22日（水）・23日（木）・24日（金）

いずれも13時30分～14時30分

※3日とも同じ内容です。

【開催方法】

オンライン（Microsoft Teams）

【申込方法】

青森労働局ホームページの「改正育児・介護休業法等及び同一労働同一賃金に係るオンライン説明会 特設ページ」へアクセスし、申込画面（労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会受付サイト）で申込登録を行ってください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage_01227.html



【申込締切日時】

令和7年1月20日（月）17時

※各回定員100社。先着順の受付となります。

お問い合わせ先：雇用環境・均等室　〔電話番号〕017-734-4211

資料：別添1（改正育児・介護休業法等及び同一労働同一賃金に係るオンライン説明会）

「カスタマーハラスメント悩み相談室」について

厚生労働省（委託事業）では、カスタマーハラスメントに関する悩みについて、メール・SNSにより無料で相談に応じています（受付：24時間、365日）

【カスタマーハラスメントとは】

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの

「顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合」の例

- 企業の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合
- 要求の内容が、企業の提供する商品・サービスの内容とは関係がない場合

「要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動」の例 (要求内容の妥当性にかかわらず不相当とされる可能性が高いもの)

- 身体的な攻撃（暴行、傷害）
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）
- 威圧的な言動
- 土下座の要求
- 継続的（繰り返し）、執拗な（しつこい）言動
- 拘束的な行動（不退去、居座り、監禁）
- 差別的な言動
- 性的な言動
- 従業員個人への攻撃・要求

(要求内容の妥当性に照らして不相当とされる場合があるもの)

- 商品交換の要求
- 金銭補償の要求
- 謝罪の要求（土下座を除く）

【相談受付】

ハラスメント悩み相談室（厚生労働省委託事業）

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ先：雇用環境・均等室　〔電話番号〕017-734-4211

資料：別添2（カスタマーハラスメント悩み相談室リーフレット）

別添3（カスタマーハラスメント対策リーフレット）

「就活ハラスメント悩み相談室」について

厚生労働省（委託事業）では、就活ハラスメントに関する悩みについて、メール・SNSにより無料で相談に応じています（受付：24時間、365日）

【就活ハラスメントとは】

就職活動中やインターンシップ中の学生に対するセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどのこと。立場の弱い学生等の尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる決して許されない行為です

「就活ハラスメント」の例

- ・面接で「恋人はいるのか」と質問された
- ・オンライン面接時に「全身を見せて」と言われた
- ・人格を否定された
- ・インターンシップやOB訪問などで食事やデートに誘われた
- ・セクハラに対し拒否抵抗したら内定を取り消された
- ・内定を出す条件として、他企業からの内定を辞退するよう迫られた

<学生の皆様へ>

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みは、雇用環境・均等室にご相談ください（大学のキャリアセンターの担当者と一緒にご相談いただくことも可能です）

【メール・SNSでの相談受付】

ハラスメント悩み相談室（厚生労働省委託事業）

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ先：雇用環境・均等室　〔電話番号〕017-734-4211

資料：別添4（就活ハラスメント悩み相談室リーフレット）

別添5（就活ハラスメント対策リーフレット）